

# 移住定住用住宅利用者募集案内

南 木 曾 町

移住定住用住宅の利用者を次のとおり募集します。

- 1. 募集住宅の場所、規格、利用料について     ・ ・ ・     別紙のとおり
- 2. 申込受付場所     南木曾町役場     もっと元気に戦略室     元気なまちづくり係
- 3. 募集及び内見  
    受付期間     令和7年6月25日～令和7年7月25日まで
- 4. 利用者決定日     令和7年8月初旬（申込者には通知に連絡させていただきます。）
- 5. 利用開始  
    指定期間     利用決定日から令和8年3月31日まで

6. 利用申込資格     次のいずれにも該当することが明らかな方。

- (1) 町外から転入して南木曾町に居住しようとしている方
- (2) 中学生以下（胎児含む）の子が2名以上の世帯である事
- (3) 地区に加入し、地域活動に積極的に参加いただける方
- (3) 地方税を滞納していない方
- (4) 暴力団員でない方
- ※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員等でない世帯
- ※ 転勤に伴う転入等、将来的に南木曾町への長期定住が見込めない場合は利用できません。

5. 申込方法

- (1) 別紙利用申込書に添付書類を添えてお申し込みください。（内見と申し込みを同日に行うことができます。）
- (2) 申込場所     原則窓口持参（提出にあたっては事前にお電話いただけますようお願いします。）
- (3) 添付書類
  - ① 利用ヒアリングシート（別紙1）
  - ② 住民票（利用予定者全員のもの）
  - ③ 所得証明書（利用予定者全員の市町村長が発行したもの）
  - ④ 完納証明書（利用予定者全員の市町村税すべてについて）

（注）上記は現時点で発行可能な最新のもの

（①を除き、後日郵送可能（募集受付期間までに到着しない場合は、申込無効とさせていただきます。）

6. 選考方法

利用者選考委員会にて選考させていただきます。  
※選考に係る内容の公表は行いません。また、問合せには応じません。

## 7. 利用の条件等

- (1) 利用指定期限までに利用開始できないときは、許可を取り消します。（特別な場合を除きま
- (2) 親族以外の者の同居は原則として認めません。
- (3) 契約に違反した場合は、住宅を明け渡していただく場合があります。
- (4) 定期賃貸借契約であることや、住宅の維持管理の条件について確認の上、申込下さい。
- (5) 室内ペットを連れての入居はできません。
- (6) C A T Vに加入していただきます。
- (7) 敷地内の草刈り等の管理については、利用者自身で行っていただきます。

※定期賃貸借契約とは、期限付きの賃貸借契約ですが、再契約により利用を継続することができます。

※町との最大の利用継続期間は、別紙「移住定住者用住宅 一覧表」を確認下さい。

### ○区への加入・協力について

町では、行政区ごとに地区役員がおり、隣の家への回覧文書配布や、区の運営・管理等をしていただいています。利用者の皆さんは、行政区の一員として区費の納入、地区の行事（祭り、草刈など）へ積極的に参加し、地区近隣住民との協調性を保つよう心がけてください。

### ○申し込みを検討されている方へ（内見と申し込みを同日に行うことができます。）

・応募にあたり事前に南木曽町へ来町いただき、本町の気候や地域性等の状況を把握していただいた後に、申し込みの受付けを致します。

本町での生活や暮らしについての紹介や町の案内、内見の希望は**もっと元気に戦略室 元気なまちづくり係**にてご案内させていただきます。（電話0264-57-2001）